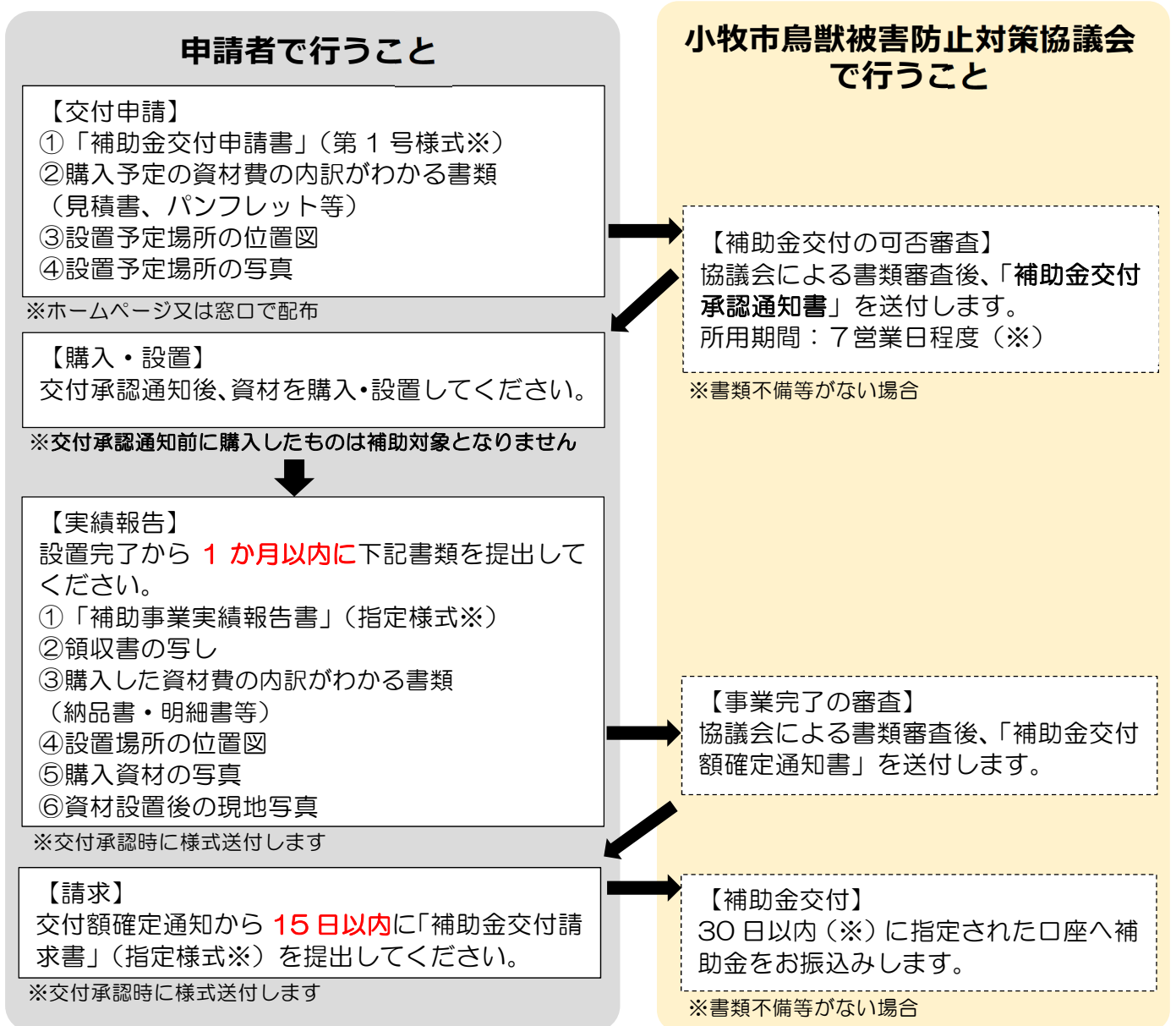


鳥獣被害防止器材設置補助金の交付の流れ



● 交付条件も今一度お確かめください

対象者

市内に住所を有し、かつ市内の設置対象農地の所有権または耕作権を有することにより、継続的に農作物を生産している方

補助対象

対象者が申請(交付申請)する同一年度内に設置する防止器材の資材費

- ※1 田・畑・樹園等に設置する電気柵、ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、防鳥ネット等を指します。
- ※2 **資材費以外の費用(設置に要する工事費、事務費、光熱費、人件費、工具代金、電池代金等)**は補助対象には含まれません。

補助金額

上記資材費の2分の1以内の金額、上限5万円(※)(千円未満の端数は切捨て)
(※認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランに位置付けられた農業者は上限10万円)

問合せ先
小牧市鳥獣被害防止対策協議会(事務局:小牧市農政課)
小牧市堀の内三丁目1番地
Tel.0568-76-1131 mail: nousei@city.komaki.lg.jp